

法務委員會議録 第十三号

(二二五)

昭和三十一年二月二十七日(月曜日)
午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 高橋 貞一君
理事 池田 清志君 理事 椎名 隆君
理事 三田村 武夫君 理事 猪俣 浩三君
理事 佐竹 晴記君
加藤 高藏君 小金 義照君
小林 錦君 小山 長規君
二階堂 進君 廣瀬 正雄君
古島 義英君 横井 太郎君
横川 重次君 菊地 義之輔君
武藤 運十郎君 志賀 義雄君
出席國務大臣
法務大臣 牧野 良三君
出席府縣委員
警視長(警察 中川 實治君
庁刑事部長) 戸田 寛美君
検事(刑事局 長戸 寛美君
長事務代理) 戸田 正直君
(人権擁護局長) 内田 藤雄君
法務事務官
(人権管理局長) 高橋 一郎君
公安調査庁次長
委員外の出席者
検事(入国管 下牧 武君
理局長) 専門員 小木 貞一君

名で委員に選任された。

同月二十七日

委員戸塚九一郎君、小島徹三君、花村四郎君、三木武夫君及び橋本渡君の補欠として、その補欠として加藤高藏君、小山長規君、小金義照君、二階堂進君及び廣瀬正雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員加藤高藏君、小山長規君、小金義照君、二階堂進君及び廣瀬正雄君の補欠として、その補欠として戸塚九一郎君、小島徹三君、花村四郎君、三木武夫君及び橋本渡君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
人権擁護に関する件

○高橋委員長 これより法務委員會議を開いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案についてはすでに質疑は終了いたしました。

これより本案を討論、採決に付します。討論の通告がありますので、これを許します。志賀義雄君。

○志賀(義)委員 私はこの一部改正案に反対であります。前国会から引き続きの特徵でありますけれども、本国会

に提出される法案を見ますと、一部改正案というのがかなり目立つております。ほんの一部を改善する、あるいはごく小部分を改善するように見せて、実はこれが憲法改悪の問題とも関連する、国民の権利に関する重要な案件が非常に多いのであります。ことに今日採決を見られる法案というものは、日本に於ける外国人にも関係する問題でありまして、非常に重要な問題であると思ひます。こうして次第々々に日本という国をまた戦前の反動的な国へ、目立たない形で、一部改正ということでやってくるのが、今国会に提出される法案の特徴であります。

第一、今度は市町村長に日本に入国して来る外国人の調査権を持たせるのであります。御承知のように、日本ではそういう点についてはすでに警察というものがあつた。公安調査庁というものもあつた。その上に今度はこういう調査権を市町村長に持たせると、日本に於ける外国人、ことに長い間日本において生活の本拠を持つて居る外国人というものは絶えずその生活権をすくつかさされる、こういうことになる。公民権が日本においてはじゅうりんされておるということ、すでに朝鮮民主主義人民共和国の金日成首相も公然と發表したことがありますが、この法案というものはその点において最も遺憾な点の多い法案であります。従つて、市町村長にまでこういう警察権に類するものなものを新たに持たせることは嚴重に慎まなければならぬ

いものであります。ところが、この法案はそれと逆行するものになつております。

次に、予算から見ますと、予算は、小さい端数は省略し、概算において六千万円ということになつております。が、これでもって今のような警察権に類するものなことをやれということになりまして、それでなくても地方財政の赤字が多い時節に、さらに困難なことを強行するということになりまして、結局、煩瑣な事務によつて日本に在在する外国人に迷惑を与え、しかも日本の市町村という地方自治体にとつては財政破綻を一そう進めるようなことになるのであります。非常にその点では不意な法案ということが言えるのであります。

さらに、第三の点は、指紋という問題であります。指紋というものは、ここにおられる法務委員の方でとられた方はごく少数でありまして、あるいは三田村委員はとられたことがありますが、ごいまいしょう。(笑聲)これは経験があらうと思ひます。あれをとられたとき、果して気持ちのいいものかどうか、今記憶を思い起していただきたうことは絶対に言えないと思ひます。これを日本に於ける外国人に法律によつて必ずとることにするということは、日本に於ける人をすべて罪人扱いにするという印象を与えがちなものであります。それについて、アメリカを初め多くの国々、世界の半数の国々がこういう指

紋の方法をとつてゐるじゃないか、こういうふうな言ひ人もあります。ところが、このアメリカがやつてゐることは、アメリカの政府自体がアメリカの建国以来の民主主義に逆行するようになつて初めてこれをとり始めたのであります。これが今日いかに世界の民主主義の人々から指弾されてゐるかということは、もう周知の事実であります。アメリカのやることなら何でもか

でもいいというふうなこの法務委員會議で判断してこれに賛成するということとは、この法務委員會議にとつて一つの恥辱のものであらうと思ひます。さらに、外交官その他に對しては、指紋をとることにはきまつておつても、慣行上やらないのだと言ひます。そういう慣行があるなら、その慣行をどこにけじめをつけるか。結局、これによつて苦しむのは、日本に生活の本拠を置かなければならない外国人、第一には在日朝鮮人、第二は華僑、こういう人たちが非常に困るのであります。結局、こういう人たちが苦しめ、困らせ、そして生活をますます困難に陥れ、そしてそれを追ひ回す、こういうような悪循環の結果を招くにすぎないのであります。そういう点について、この法案を実施し運用する場合には、警察官なんかの関与しないようにする、法を悪用しないようにすると言われまふけれども、法は立法者の意思いかんにかかわらずひとりでに動き出します。こういう法律の性質として、悪い方に動く

ということは、これまでの日本の歴史

の証明するところであります。

以上三つの理由によつて私は反対するのではありませんが、第一、そういう日本に在住する外国人に対して、しかも、旅行によつて一時来る、あるいは商売上何年いるとかいうのでなくて、戦前の日本の政府の都合によつて自分の国を追われて日本に住まなければならなくなつて日本を生活の本拠としてゐる人々を苦しめる結果になるのであります。こういう法律案を出す場合には、あらかじめこれを一般に新聞その他の方法をもつて周知させる必要があるのではありません。これがなされておらない。そうして、わずか一週間か十日の間にばたばたとこの法務委員会を通らうとする、こういうことでは、今後日本の国際信用にもかかわる問題であります。

以上の理由によりまして、私はこの改正案に反対するものであります。

○高橋委員長 池田清志君。

○池田清志委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております外国人登録法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

わが国が独立をいたしまして後、近ごろは外国人にしてわが国に來られる方がずいぶんふえて参りました。あるいは公けの資格において、あるいは商用のために、あるいはまた観光のために等、いろいろの目的で日本にたくさん外国人が來られるのであります。これら外国人の方々につきましては、わが国はできるだけの親切をもちましてこれを遇する方途を講じておられますことは御承知の通りであります。しかしながら、数多い外国人の中には、

不正に入国をされる者がありまして、あるいはまた、わが国の秩序を乱したり、国の根本に侵害を加へんとするかのとき行動をする人がないとも限りません。これらの方々に對ししましては、わが国は刑罰その他法律によりましてその不正外国人をそれぞれ処置いたしておるのであります。しかしながら、そういうような不正のない外国人につきましては、わが国は手厚くこれを待遇し、長く日本に滞在していただきたいという趣旨のもとに、外国人登録法というものができておるのであります。すなわち、今回の改正はまさに正しい外国人を保護せんがために登録關係においていろいろの便宜をはかるということがその趣旨であるようであります。

さらにまた、指紋をとるという点につきまして一つの議論もありませんけれども、これも、つまり、正しい外国人を保護する建前からいいたしまして、しこうしてまた、独立諸外国の例等にならしまして、この程度はよろしかろうという自主独立の考えからこの法制が行われようとするものであると考えます。

市町村の調査につきましていろいろの議論がありまして、公安調査庁や警察が調査するのではないかとのお話があります。しかしながら、公安調査庁の調査は御承知のように破防法に関するところの調査であり、警察の調査は警察法の定むるところによる犯罪のための調査でありまして、おのずから外国人登録法に定める調査とは全く趣きを異にするのであります。この点は混同がないようにいたしたいと思つておられます。

繰り返して申し上げますが、正しい外国人はどこまでも保護しなければなりません。そういう趣旨においてこの外国人登録法の一部改正をせんとする趣旨に賛成をいたす次第であります。

○高橋委員長 佐竹晴記君。

○佐竹晴記委員 日本社会党を代表して、希望意見を付して賛成の意を表します。

まず、外国人登録に際し指紋押捺を強制することについては、大いに考慮しなければならぬことがあると考えます。わが党といたしましては、この指紋制度を廃止するため適当な方策がないものかと考えまして、すでに政策審議會にこれを諮り、当局よりも御出席をいただきましていろいろの検討を加へたのであります。今日の情勢においてこれを廃止することは至難であるという状況をつぶさに承知いたしましたので、本法案の審議に当りましては、わが党として、しつて指紋押捺の制度を廃止すべきであるという意見を強行することを避けたのであります。他面、通商代表あるいは見本市などに参りました外国人に対して六十日をこえるとすべて指紋押捺をしなければならぬといったようなことについては、その運営の方法いかにによりましては、何らかの適当な対策はないかと考えまして、これをまた当局に對ししてもしかりべき運営方法を要望いたしましたのであります。外務省との関係においても十分連絡をとつて十分その辺考慮をしてみるといふような意見もございましたので、この際、私ども社会党といたしまして、指紋制度全般に関する運営について弊害や非難を起さないように特に留意されたいことを要望いたしました。

て、一応賛成を表するものであります。さらに、今回の改正によつて、市町村長に調査権を与へ、また一般的に市町村長の本法施行に関する権限を強化いたしておりますので、その運用を誤れば、いろいろの事件を惹起し、その弊害をかもすおそれがありますので、本法審議の途上におきましても、特に私より、その監督を十分に、また監督制度を設ける等、その運用の誤りなきを期するよう十分留意されたいことを要望いたしておいたのであります。本採決に當りましてこれを強く要望いたしまして、これら希望条件を付して賛成の意を表する次第であります。

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

直ちに採決を行います。外国人登録法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成については委員長に御一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なければ、さよう取り計らいます。

○高橋委員長 次に、人権擁護に關し調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。林博君。

○林博委員 人権問題に關しまして、本日は昭和三十年の二月二十七日に施行されました総選挙におきまして

横井太郎君の選挙違反の關係者に対する取調べに關する質問を申し上げたいのであります。

その前に、選挙違反取調べに關する一般的な事項に關しまして二、三質問をいたしまして、それから具体的な問題に關する質問をしたいと思ひます。

選挙違反の取調べに當りましては、選挙違反は、通常の刑事自然犯と異なりまして、取調べを受ける方の側のも一般の善良なる市民であります。ことに、その取調べに當りまして非常にむずかしい法律的な問題がございまして、御承知のように、買取費と認められ、あるいは労務賃と認められ、あるいは食事代と認められるような、その境界に非常にむずかしい点がございまして、それで、取調べの対象となる者といひましては、労務賃を当然もらひ、食事代を当然もらひたんだといふふうに考えまして、犯罪を犯したのだという觀念のない者を取調べの対象といたす場合も間々あると考へるのであります。それでありますから、特に選挙違反の取調べに當りましては、その取調べの対象となる人々の人権の尊重に關しては、捜査当局といたしましては、一そうその人権の尊重という問題に對して配慮するところがなければならぬといふふうに考へるのであります。この点に關しまして、まず長戸刑事局長代理に御質問申し上げます。

○長戸政府委員 お尋ねの選挙違反の取調べにつきましては、一般の刑事事件につきましては、一般の刑事事件が、特に選挙違反の取調べは、ただいまお話しのようなこともございまして、檢察当局といたしましては特に人

権尊重の点に遺憾のないようにすべきであります。その点については、累次の会同においても、また通牒等によりまして、かりそめにも人権侵害のそしりを受けることのないように厳重に注意いたしておる次第でございます。

○林(博)委員 ただいま刑事局長代理からお答えのあった通りであると私も考えるのであります。ただ、昭和三十一年二月に行われた総選挙におきましては、そういう通牒が具体的に出来ておたにもかかわらず、実際問題としては各方面においてかなりいろいろなる通牒な取調がなされたと思っております。現に、前国会の法務委員会に当局から御報告もなされた通り、数人の自殺者を出しておるといふ事実も、結局相手方が善良なる市民であったためにこういう問題も起つておると考えるのであります。また、これに関連いたしまして、特に選挙違反の被疑者等に関しましては、被疑者といいたしまして自分の立場を弁護する、防御する準備の機会を十分に与えなければならぬと私は考えるのであります。ところが、前回の総選挙の際において、取り調べられた被疑者たちが果して十分な防御の機会を与えられたかという点、必ずしも与えられておらなかった。現に、各方面においていろいろ起つたこと

長代理の御意見を承わりたいのであります。この選挙違反におきまして接見禁止になりました被疑者に対して、弁護人が面会をする機会をどのように与えられておったか。これは大体の方針があったと考えるのであります。この点に關して御質問いたします。

○長戸政府委員 選挙違反におきましての弁護人との接見の問題でございますが、これは、各地検察庁と弁護士会等との話し合いによって、それぞれ妥当なる線を打ち出してやっておるというふうには私は承知しております。これを統一的にやられた方がよいという御意見もあるやに聞くのでございます。けれども、それはかねて具体的な妥当性という問題からははしるるのではないかと。従つて、それぞれの地区におきまして弁護士会とよくお打ち合せの上なさる方がかえつていいと考えております。また実際にいってもそういうふうに行われていたものであります。ただ、私も、いわゆる弁護権を十分に活用させるために、その弁護人との接見の時間が非常に短かいというふうな場合には、これはやはり客観的に妥当な時間を与えるべきであるというふうに会同等において指示いたしておるわけでございます。

○林(博)委員 私の経験いたしますところでは、ほとんどの事件について一週間ないし八日までは弁護人との接見を一回も許しておらなかったような実情である。それから、これは私が非公式に刑事局長にお尋ねしたところであつたところもあるやうでありますけれども、当初において弁護権を取るた

めに五分間の接見時間、次に十分程度の時間を与えられた、勾留更新になつて十分間の時間を与えられた、こういうような取扱ひになつておつて、そしてこれが最もゆるやかな取扱ひ方であつたというふうに私は記憶しておるのであります。ところが、私が考えますのに、この刑事訴訟法の三十九条の規定にありますが、弁護人との接見の三項に、検察官、検察事務官または司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、接見の日時、場所等を指定することができるといふことになっておりますが、そのただし書きに、「その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するやうなものであつてはならない。」となつておるのであります。そこで、八日間もの間一回も会わないといふことは、これは被疑者に防禦の準備をする権利を全く与えなかつたと申して差しつかえないと思つておるのであります。かりに当初に五分間の面会時間を与えられたといつたとしても、その五分間で被疑者と弁護人との防禦の準備を整えるだけの話し合いをする時間が果してあるかどうかという点でございます。私は、この日時、場所等を指定するといふことは、捜査の期間が限られており、警察の方は四十八時間であり、また勾留期間は一応十日間であるといふような点からいいたしまして、弁護人が毎日行つて何時間か面会されたのでは捜査の支障を来たすので、結局ある短かい期間を限つて、そういう不当なる捜査の妨害をされないやうにしよう、こういうために制限時間を設けたのであると考えるのであります。それだからといって、五分だの三分だのというように、被疑者

が全く防禦の権利を失うやうな仕方はなすべきではないと思つておるのであります。この点に關して刑事局長代理の御意見を伺いたい。

○長戸政府委員 先ほども申しましたように、会同におきまして、この三十九条の規定のことについて、實際上の弁護人との面会時間等についていろいろ討議いたしました際に、やはり、非常に短かい時間で、だれが考えても十分に話し合ひのできないやうな指定は妥当でないとして、そういうことのないやうに注意いたしております。

○林(博)委員 現実には、選挙違反等の取調べに当りまして、弁護人の面会等の権利といふものは今まで非常に制限されておつたと思つておるのであります。その点に關しまして、刑事局長代理といつたしましては、そういう制限について今後何らか措置を考えられる御意向があらうか。

○長戸政府委員 ただいま参議院の選挙が近いわけでございます。われわれといたしましては、長官会同あるいは次席検事会同を予定いたしておりますが、その際に、各地の実情等をもう一ぺん再検討いたしまして、妥当を欠く処理のないやうにいたしたいと思つております。

○林(博)委員 中川刑事部長にお尋ねいたします。司法警察官の取調べ時、この間におきまして弁護人が面会に参りました際に、ほとんど面会をさせないといふのが実情であるやうに私は思ふのであります。それで、弁護権を取る場合に、弁護人による接見をさせないで弁護権だけを取り、弁護権を取る際に会わせる場合におきましても、警察

官が立ち会つておりました。事実関係については話さないでくれといつて会わせておるのが大多数であると私は考えるのであります。この点に關しまして中川刑事部長の御意見を伺いたい。

○中川(重)政府委員 四十八時間以内の接見の問題でございますが、この点につきまして、林委員の御指摘のように、相当制限をきつて、結果において不当に防禦する権限を抑圧する、こういう傾向が若干あつたことは私も認めております。ところが、そういう傾向の著しい点につきましては、私も、各地の警察官に教養の徹底をはかりまして、ことに、最初の選任届で面会される場合もだいたいあるやうに思つておるのであります。そういう場合に、十分配慮をするといふやうにいたしております。この法律の趣旨は、いかに徹底する方向にいておると思つておるのであります。しかし、四十八時間内に捜査を遂げて検察官に送致をしなければならぬ建前でありまして、接見を全然認めないといふのは適当でないと思つておりますが、それを認めるということにして、ただし、時間の点では、四十八時間の制限もございまして、何としても短時間にならざるを得ない、こういうふうに理解いたしておるのであります。接見につきましては、立会人なくして接見するといふやうな趣旨も十分徹底しておるのであります。設けの關係上、接見室のない警察署も遺憾ながらあるものであります。そういう警察署につきましても、法律の定めるやうに立会人なくしての接見を認めるやうな趣旨の徹底をはかる

とともに、接見室を逐次整備して参り

まして、現在の警察署の相当数は接見室を設ける、こういう状態になっておる次第であります。

○林(博)委員 たいだいま刑事部長からお答えがありましたけれども、実際にあつたのは、なかなか接見をさせておかないのが現状でございます。ただいま刑事部長のおっしゃいました趣旨をさらに徹底いたしますように、何らかの方法を講じていたいただきたいと思つた次第であります。

なお、長戸刑事局長代理並びに中川刑事部長にお尋ねいたします。この選挙違反等の取調べに当りまして、憲法三十八条には、「何人も、自己に不利な供述を強要されない」とあり、

自白の強制は取調べ上できないことになつておると考へておるのであります。ところが、最近の選挙違反の取調べに現われた傾向といたしましては、数人の者が入れかわり立ちかわり長時間にわたつて取り調べるといふことであります。朝早く引っぱつていって、夜の九時ごろまで、入れかわり立ちかわり何人もの人が取り調べる。そうして自白の強要をする。さらにひどいのは、一人の被疑者を取り調べるのに、選挙違反、贈収賄事犯等について特に最近顯著に現われた傾向として私どもが注目しておるのであります。五人、六人の人が被疑者一人の前に立ち、だかつて、あるいはおどかし、あるいはなだめる等して取調べを行なつておる。このようなことは、明らかに憲法三十八条の自白の強制禁止の違反であるといふふうに私は考へるのであります。この点に關する御意見を伺いたい。

○長戸政府委員 自白強要といふことが許されないものであることは言ひま

でもないことと思つてございいます。検察庁の選挙違反の取調べには、それぞれ主任検事を定めております。ただ、甲という被疑者の主任検事がおるとしますと、その者が調べまして、さらに真相究明のためにその上の総括をする検事が調べるといふことはあり得ると思ひますけれども、大ぜいの者が寄つてたかつて取り巻いて調べをするといふことは、われわれ聞いておりました。そういうことはまたささるべきではないといふふうに考へます。

○中川(重)政府委員 たいだいまの点でございまして、大ぜいの者が取り巻いて調べるといふことになりまして、威迫するといふようなことになりまして、大へんいけないことではあります。で、私たち、警察におきましては大体そういうふうなことになるまいように指導をいたしておるのであります。さらに、一人で調べるといふことには、聞き違い等もありまして、大体二人が同時に被疑者に対応するといふのが適当な状態である、こういうふうに理解いたしております。私どもも、いろいろ大ぜいで立ち向つて調べたといふようなことも若干耳にいたして、だんだん調べたことのあるのであります。ごく例外でそういう場合もあつたことのあるのでございしますが、そういう誤解を受けた例は、部屋等が一つの部屋で、同時にいろいろの事件を多数調べております場合において、たとえば、大きい部屋で、向うの片すみで二人の捜査員が被疑者の方の供述を受けておる、また別の方でも同様なことが行われておる、こういう場合にそういうふうに誤解された面も

ありますし、部屋等のない場合においても、ことに参考人の供述なんか聞く場合におきましては、普通の執務室の一隅で聞く場合もありますので、そういう場合には当然その部屋に勤務しておる他の警察官も大ぜいおつたといふことで誤解をされたといふ事実もあるのでもございします。それで、理想的な取調べ室を作るといふことが根本的な解決策であらうと思ひまして、そういう取調べ室の建築と申しますが、設備という点につきましても、警視庁初め、だんだんそういう設備の改善の方向に努めておるのであります。が、全国の警察署に全部取調べ室を完備するといふふうにはなつておりませんので、自然、場所の関係等でもいろいろ誤解される向きもあるのでもございします。そういう点は誤解ないように努めることが適当であらうと思ひますが、取調べに當りましては、単数の捜査員が調べると、事務の進捗上、時間の制限等によつて処理が遅滞をすることは適当でないと思つております。二人、せいぜい三人程度がいろいろの事情を聴取して調べて参る、こういうのが適当であらうと思つておる、多人数が取り巻いて調べるといふことがないようになつたと思ひます。

○林(博)委員 これは人権擁護局長に伺ひますが、取調べに當つて自白を強要しないために、従来警察官が取調べの際に行なつておりましたように、やはり口をきくのは一人と一人で、じっくり聞くことが私は自白を強要しない方法であると思ひます。二人、三人と落しもあるといふようなことを申されましたけれども、聞き落しでなくて、

自然言葉も鋭くなり、相手に畏怖を与えるようなことになつてしまつたのである。恐怖心を与へ、自然に自白を強要することになり、場合によっては虚偽の自白もあつたといふことになるのではなかつたかと思つておる。この取調べ方式の問題に關しまして、人権擁護局長の立場からお答えを願ひます。

○戸田政府委員 警察に呼ばれたり、取調べを受けるということだけで、非常に精神的な重圧を感じておられます。それを、大ぜいの者で取り巻いて調べて威迫を感じさせる、あるいは自白を強要するといふような疑いを持たれるような方法で取調べをすることは、よろしくないと思つておる。ただ、先ほど刑事部長も話されましたが、二人ぐらいで調べるといふことは必要じやなかつたかといふ感じはいたします。たとえば、私の方で人権侵犯事件で調査するといふ場合でも、一人だけではなかなか調査できません。やはり書く者がおりました書いて参りませんと、多数の者の取調べをする場合に、一人では聞いたり書いたりといふようなことは實際上むづかしいんじゃないか、かように考へますので、一人が聞き一人が書くといふ程度のことでは何ら差しつかえないんじゃないか考へております。

○林(博)委員 横井太郎閣僚の具体的な問題についてお尋ねしたいと思ひます。この事実も二つにわたつておるのでもあります。その一つは、昭和三十年二月二十七日の総選挙に關する横井太郎君の違反事件の關係者の取調べについてであります。まず長戸刑事局長代理に伺ひますが、昭和三十年三月

二十九日の、名古屋市中千種区鍋屋上野町に居住します山田たまといふ者に関する取調べであります。三月二十九日に千種署から田中という主任さんが参りまして、検事さんが駐在所に出張しておるから来てくれといふので、自動車をもつてやつてきたのであります。ところが、このおばあさんは八十一歳のおばあさんでありまして、しかも心臓病で十数日間寝ておりました。ようやく起き出せるようになったばかりであつたのであります。それで、検事さんが警察に出張しておるからどうしても来てくれといふことを言われまして、おばあさんはびびりたしまして、隣の人が見ておつたところによりまして、頭を壁にすりつけて、何とかして連れていかないで下さいと云つて懇願しておつたのであります。ところが、なおどうしても来てくれといふので、壁に頭をすりつけて、おばあさんは今病氣から起きたばかりで、警察まで行つたのではとてもからだが持たないから、何とかして行かないようにしてくれと云つて懇願いたしました結果、主任さんも、これは無理だと思つたのでしようか、そのまま帰りました。検事さんを連れてくると言つて一人帰りました。副検事さんを連れてきて、そこで取調べに當つたのであります。かなりの長時間にわたつて取り調べたのであります。そして、この取調べが終了しましたあとで、おばあさんが隣の人に言うのには、ほんとに警察といふのはいやなところだ、警察に來いと云われたときには心臓がとまりそうになつたと

言つて嘆いておつたのであります。

ところが、その晩——三月二十九日の四時ごろまで取調べがあつたのでありまして、その晩であります。翌日の三月三十日の午前二時にこのおばあさんが死亡しておるのであります。医者の診断によりますと心臓衰弱というところになっておるのであります。ところが近所では、この取調べに当つておばあさんが非常なる打撃を受けた、そのことが死因であるということを申しておるのであります。こういう点に關してはなかつたかという点について、あるいは御調査ができておらないかもしれませんが、長戸局長代理に伺いたいと思ひます。

○長戸政府委員 お尋ねの件は、名古屋市中千種区鍋屋上野町の山田たまといふ八十一歳になるおばあさんが、横井候補の運動員某から昭和三十年二月二十一日ごろ自宅で金を供与を受けたというふうな容疑がありまして、たまたまのお話のように、同人は老婦であつて所轄の千種署に出頭できないといふふうなことでありまして、千種署からは巡査部長外一名が三月二十四日午後四時ごろに山田方におもむきまして、同家で午後五時まで約一時間取調べをして供述調書を作成してあります。この事件が名古屋地検に送致されましたので、名古屋地検にいたしましては、副検事鈴木勇に檢察官調書の作成を命じたわけでありまして、同檢察官は三月二十九日午後三時五十分ごろから午後五時五十分ごろまでの間約二時間十五分にわたります右山田方で檢察事務官木村清司の立ち会いの上で取

調べをし、供述調書を作成してあります。直ちに詳述しておるのであります。

名古屋地検からの報告によりますと、山田たまといふのは八十一歳の老婦でありまして、自宅において炊事等をしておつて、調べの際には病人のような様子が見受けられなかつた、こう申すのであります。取調べにつきましては非常にすなおに供述しておるようでございますが、報告によれば、談笑のうちに供述調書を作成した、こういうふうな言ひが出ております。ところが、遺憾なことに、山田たまたまのお話のように三十日の午前二時に死亡しております。近隣の加藤という医師が診断したようでございますが、死因は心臓病による老衰である。私もとしまして、取調べが過酷であるとかあるいは不当でないといふふうなことからいふふうな結果を惹起しては大へんでありまして、累次にわたつて注意を喚起しておるわけでありまして、この事案は特に取調べに當つてそのような結果を生じたといふふうには考へておりません。

○林博委員 ただいまお答えのありました点で一応了解できるのであります。ただ、本件につきましては、最後に檢察官が出張になつてお調べになつた際に、だれも家族の者も立ち会つていませんし、それから、これを聞いておつた者もないのであります。従つて、どのようなお取調べがあつたかといふことは私も推測できないのが非常に遺憾でございます。本件としましては、おばあさんを連れていこうとするのを見ておる者だけがあつたような状況でございますので、私もとして

これ以上の追及もできないわけでございますが、ただ私は、この横井太郎の關係におきまして、なぜこのような問題を今取り上げたかと申しますと、全般的取調べが非常に過酷であるように考へるのであります。たとえば、末端の關係者を朝引つぱつていって、夜の十時まで何らの取調べもしないで、そのまま帰すと言つて帰した、あるいは、取調べに當つて、取調べの最中にほかの刑事が入つてきて、まだ調べておるのかと言つて手錠をじゃらつかせながら下つていった、そういうような幾多の事例がございます。また、いま一つこれからお尋ねするやうな、私としましては非常に過酷と思はれるやうな事実がありますので、あるいはこの死亡に關する取調べに當りましては何らかの行き過ぎはなかつたかという推測を持って私はお尋ねいたします。

それから、いま一つ具体的な事実についてお尋ねをいたしたのであります。それは、北野田鶴子というやはり選挙違反の關係者に対する取調べに當つてであります。この北野田鶴子氏は年令ははつきりしませんが四十才前後の御婦人であります。この方は昭和三十年三月十五日六時四十分ごろに千種署の阿波という刑事さんが千種署に連れていかれたのであります。この人は肝臓病でありまして、銀行を約一年間、昭和二十九年中休んでおりました。そうしてこの選挙に當つて横井さんの選挙を多少手伝つたのであります。ところが、三月十五日に連れていかれました。この嫌疑は、おそらく買収容疑でありまして、三百円入りの封筒を何人かの人に渡したという買収容

疑であると考へます。ところが、この取調べに當りまして、三月十五日午前六時四十分千種署に同行をいたしました。これを取り調べるのに三人の、最初は阿波刑事さん、次に吉野さん、その次に野野山主任と、三人の方がかわつて調べておるのであります。取調べが、否認しておりましたために非常に長くなりまして、夕景になりました。しかも取調べを継続しておりました。夜になつて本人が気が悪くなつた。そのために最初は小使部屋に寝かしておつたのであります。畳の上に寝かしたまま取調べを継続しておつた。ところが、小使部屋が他の用に使われるために、今度は刑事部屋に行つた。そこであります。その刑事部屋に寝たまま取調べを継続しておつた。その九時ごろまで取調べを継続しておつた。ところが、いよいよ

よ気が悪くなつて、吐きけを催して、非常に苦しくなつて参りました。答弁もしどもろになつて参つた。うであります。野野山主任さんという方が最後に調べたのであります。これは本人の申すことであります。名前等についてはかなり不確実なものがあるかもしれません。その野野山主任さんの言ひには、お前は飯病を使つておる、だから医者をお前で見せてやる、こう言つて藤井というお医者さんをお前で見せたのであります。そして、藤井というお医者さんと野野山主任さんと二人で、お前裸になれと言われた。そこで本人は洋服を脱ぎ、シミーズを脱いで半裸になつたわけでありまして、シミーズを脱いでしまつたから、少くとも上半身は全然裸になつてしまつた。そして、そのまふ

とも敷かず畳の上に寝せられて、婦人警察官の立ち会いもなく、野野山主任さんがそのそばに座つておつて、お前あつち向けこつち向けと言つて医者に見せさせたといふ事実があるのでございます。この点に關しまして御調査をなさつたことがあるか、長戸政府委員にお尋ねをいたします。

○長戸政府委員 本件は、あるいは中川刑事部長からお答えの方がより詳しいかと思ひますが、私もこの方について調査したところによると、名古屋市中千種区吹上本町の加藤健子という四十七才になる女の方、この方の買収容疑がございまして、昭和三十年の二月二十三日に、まず昭和警察署で巡査部長外一名が取調べをし、さらに同月の二十八日市警本部におきまして巡査部長外二名が取調べをしたのであります。その取調べの途中におきまして、被疑者が腹や腰が痛いと言つて、被疑者が取調べが背中をさすつてやつた際に、被疑者自身が、帯を締めていたと苦しいからと申して、みづからこれを解いたといふ事実がある。先ほどのお話では洋装のようでありまして、こちらの調査によりますと和装のようになっております。また三月の二十三日には飯野という医者を招いて診断を受けさせ、三月の二十八日には矢崎という医者を招いて診断をさせておるといふ事実があります。その程度のこととは私どもの調査でわかつております。

○中川(査)政府委員 ただいま林さんのお尋ねになりましたのは北野田鶴子さんという方の關係の事件のようでございまして、実は、私も、率直に申しまして、そういうことがないかと

うかといふことを、当時の名古屋市警察関係者について調べたのでございませうが、先ほど長戸政府委員から申し込まれた通り、加藤さんの関係については、本人がみずから自分で帯を解いて何したという、こういう関係は、私の方で調べて、ただいま長戸政府委員からお答え申し上げた通りなんです。お尋ねの要点は別の関係のようでありますので、別の関係の事件は実は調べがついておりませんので、ただいまお聞きしました北野田鶴子さんの問題にかかるとなりました。きましては、ただいまお述べになりました要旨に基づきまして、第一線の関係等についてさらに調べましてお答え申し上げます。

○長戸政府委員 私の方でも、加藤健子という方は北野田鶴子という人から金の供与を受けたというふうになつておるようであります。お話を北野田鶴子という人自身に關することでありまして、これは私もとて再調査してお答えしたい、こういうふうに考えます。

○林(博)委員 この問題につきましては調べがついていない模様でございますので、再質問の機会を留保いたしまして、お調べがついてから御質問申し上げたいと思つております。

ただ、一般的な問題としてお尋ねいたしたいと思つておりますが、こういう場合に、仮病であるからといって医者に検査をさせることができるものであるかどうか。また、かりに医者に見せるという場合についても、何らかの妥当な方法があると考えられるのであります。そういう一般的な問題について、そういう際の警察官の処置を中川刑事部長にお伺いしたい。

○中川(實)政府委員 一般的な問題につきまして、ことに身体検査等をやる場合は、憲法、刑事訴訟法に基づきまして、ちゃんとした所定の手続を経た後でなければならぬという建前を厳守いたさせたいと思つております。そのほかの問題といたしまして、たとえば、参考人の方、被疑者の方で、そういう健康でない人たちは健康の回復を待つて調べるとか、あるいは急ぐ場合等におきましては自宅へおもむいて事情を聴取するとか、そういう方法が適当な場合があるかと思つております。また、健康であると思つて取り調べておる途中におきまして、たとえば、そこでせき込むとか、調べておる最中に容態が変になる、こういう場合におきましては、これは普通の私どもが医者にいかると同じような意味におきまして、応急手当等の関係において、すぐもよりの医者に診察していただく必要な応急処置の治療をやつていただく、こういう事例も少なくないのであります。こういう場合は身体検査という概念に当てはまりませんので、その被疑者の方、また参考人の方の御承諾を得て、むしろその求めにより医者の治療が行われる、こういう例も相当あるようであります。仮病だからすぐ身体検査をするという考え方も一つの考え方かもしれませんが、これも、そういう仮病だから云々というこでなしに、大体被疑者の方々の健康について十分注意を払うという趣旨に基づいて医者の来診を求め、いろいろ応急手当なりそのときの科学者としての御処置を仰ぐ、こういう場合もありませんし、そういうことはまた適当ではないかと思つておりますが、無

理やりに本人が承知もしないのに医者を呼んで検査する、こういう点がかかりにありますれば、非常に適当なことではないと思つて、そういう点につきましまして、本件の事案はもとより調べてからお答えいたしますが、一般論といたしましては、強制的に検査する場合に、もちろん憲法、刑事訴訟法に定むる手続を厳守する、それ以外のは応急手続の趣旨に基づいて医者の来診を求めて御処置を願う、こういうことが適当であらうと思つております。ことに、本人の御承諾があつて医者の治療、診察を求め、こういう事例は、むしろ迅速にしなければならぬ面もございまして、そういう点は、けじめといふことをはっきりしながら、結局、本人の意思に反して医者が身体検査を行う、こういうことがあつてはならないといふことを中心に置き、他面、警察においでになつてゐる関係者の方々に医者の治療、診察の機会を奪わない、こういう点も同時に強調して、その全体の調和といふことが全体のやり方が脱法的なことをやらない、こういうふうにして参りたい、こう思ふのであります。

○林(博)委員 ただいまの問題は、これは実を申しますと取調べを受けた側の一方的な供述に基くものでありますので、なお御調査の結果を待たなければ、強制検査であつたかどうかといふことは確定できない、このように考えるのであります。ただ、いずれの場合にいたしましても、人権の問題は特に尊重しなければならぬ。選挙違反関係の取調べの際におきまして、かりに医者に診断させる場合にも、そこに何らかのあたたい措置が必要であつた

と考へるのであります。たとえば、ふとんを敷いてやるという措置も必要でありましようし、あるいは婦人警官を立ち合わせる場合は立ち会わせるといふ措置も必要であります。それを、取り調べに當つた方が、畳の上に寝かせて半裸体にして医者に見せながら、しかも乳房まで出ているわけでありまして、そこに警察官が立ち合つておつて、そして、あつちを向けこつちを向けと言つて検査をさせておるといふことは、私はいづれにいたしましても不当でないといふふうに考へるのであります。まあ御調査の結果を待たなければならぬこととてございまして、この点は質問を留保いたしたとて思ひます。

なお、いま一点、これもあるいは御調査が済んでおらないかと考へるのであります。一応御質問しておきたいのであります。やはり北野田鶴子の取調べに關する問題であります。これは、この日の調書ができておりませんので日時の点ははっきりいたしません。が、勾留になつて、あるいは逮捕になつてからかもしませんが、五日間ぐらいたつても否認しておつたさうであります。その際に警察におきまして辰巳検事という方が取調べに當つたさうであります。その取調べに當りまして、庄司という捜査課長、野々山主任、吉野、家田、他に二人、七人の方が前にずつと並びまして、入れかわり立ちかわり尋問した。この女は一筋なわでいくような女でないといふようなことを言つて、こどもも検事と警察官が一緒に尋問した、そのため自分にはこわくてしょうがなかつたといふことを申しておるのであります。

私を知る限りにおきましては、今までに検事と警察官とが一緒に調べてるという事例は経験したことはございませぬし、このようなことは非常にまれな例ではないかと思つております。かりにあつたといひますならば、これは私は明らかに自白強制であらうといふふうに考へるのであります。御調査の結果を待たなければ、これも判明いたさないこととてございすけれども、もし真にこのようなことがあつたとするならば、その措置が妥当であつたかどうかといふことに關しまして、長戸刑事局長事務代理並びに中川刑事部長、戸田人權擁護局長の御三者に御質問申し上げます。

○長戸政府委員 ただいまの件は、まだ調査いたしておりませんので、調査の上お答えしたいと思つて、一般的に申し上げて、先ほど申し上げましたように、検事が警察官と一緒に入つて入れかわり立ちかわり調べるといふことは、まずないことと思つております。よしかりに警察官と一緒に調べておることがありまして、多数の者が取り巻く形において取調べをしたといふふうなことは、その形式からだけ見ましても妥当でないといふふうに考へます。

○中川(實)政府委員 該当事案につきましては、よく調査してみたいと思つては、ただいま長戸政府委員から申したと同様の考え方を私も持つております。○戸田政府委員 私、その事実を承知いたしておりましたので、具体的な事実に対する御答弁はできませんが、先ほど申しましたように、多数の者が被疑者を取り巻いて威圧を感じさせ

る、そして自分を強制するような態度で取調をするという事は好ましくない、かように考えております。

○林(博)委員 だいたいその点に關しては、まだ当局の方におきましては調査ができておられない模様でございますので、この点は留保をいたしたいと考えるのであります。

ただ、一般的な問題について一、二お尋ねを申し上げたいと思つたのであります。これは中川刑事部長にお尋ねいたしますが、選挙違反の捜査に當りまして非常に功績があつたという様な者に對しまして、何か特に論功行賞という様なことをなされておられるのかどうか、その点に關しましてお尋ねいたします。

○中川(實)政府委員 警察官の表彰の問題であります。いいことをした警察官を表彰するという事は非常に好ましいことでありまして、同時に、悪いことをした警察官は処罰する、信賞必罰と申しますか、こういうことを警察といたしましては警察規律の一つの大きな問題としてやっておるのであります。その表彰のやり方が、たとえば犯罪捜査事件につきまして全く形式的な件数によつて賞与が出る、そういう機械的な事柄によつて警察官をほめるということに相なりまして、警察官も神様ではありませぬので、自然無理な捜査が行われる、こういうことになりがちな傾向がありますから、私どももいたしましては、こういう事柄による表彰は、件数的な機械的なものと考え方はいたさないという見地に基いてやっておるのであります。それ以外のそういう弊害を伴わない表彰の方法につきましては、いろいろ苦心いたしま

して、普通の警察官以上に寝食を忘れてある犯罪事実をつかんだ、たとえば、強盗事件の内査をして、その資料に基いて強盗事件の被疑者の推察ができたという場合、ないしは、相当久しく警察官をやつておられます、その久しい経験年数の間あやまちがなく、だんだん功績をあげたという人たちの表彰、そういう角度で、いろいろ弊害を伴わない、しかも警察全体がだんだんよくなつていくという趣旨の表彰につきましては、私ども警察部内におきましてやっておりますのであります。その表彰の内容につきましては、たとえば強盗事件も対象になりますし、それ以外

の事件も対象になりますし、犯罪防止に對する功績も対象になりますし、選挙違反事件等のごとき犯罪事件の關係につきまして、そういう弊害を来たさないという見地に基いての、もちろんその内容によりますけれども、広い意味の賞与の制度があるのでございませう。この賞与の制度は、ことに選挙違反のごとき事件につきまして、へたに機械的に何件以上やつた者は賞与をやるというようにいたしますと、大へん弊害を招致いたしますので、そういう方法は用いていないのでございませうが、そういう弊害を伴わない方法によつて、その表彰、賞与の制度は、刑事事件に限らず防犯上の問題すべてにつきまして、総合的に、また個々の警察官の内容等によつて考え、実施いたしておるのであります。

○林(博)委員 選挙違反等に関する警察官の表彰問題に關しましては、まあこういうことではないと思つたのでありますが、功をあげる余りに無理な逮捕をし、無理な取調をするというやうな

こともありかねないことであるといふうにも考えられますので、特にこういう点に關しては今後十分なる御留意を賜わりたいと思つたのであります。この点要望いたしておきます。

○中川(實)政府委員 だいたいその点は全く私も同様に考えておりました。変な表彰をやりますと大へん無理が出てくる。これは広い警察運営についても重要なポイントでございますので、そういう趣旨についてはかねがね努力して参つたつもりでございませうけれども、表彰制度に伴う弊害が出ないやうな方式につきまして、さらに努力をして参りたいと思ひます。

○林(博)委員 私の質問は調査が済むまで保留いたしまして打ち切りたいと思つたのであります。ただ、本件に關しましては、名古屋の町では、名古屋市長が社会党の方で、助役もそうである、それで警察の方も多少政治的な色彩があつたやうな非常に御無理な取調をやつたのだという言ひも言われておる模様であります。私はこんなことはあり得ないことであるといふうに信用はいたしておりますけれども、あまりにもいろいろ御無理な調べがありますと、またそのやうな疑惑をも招きかねないことになりませうので、一つただいま御質問申し上げまして、やうなことを十分御調査下さいまして、納得のいくやうな御答弁を賜わりたいといふやうに考えます。これで私の質問を打ち切ります。

○高橋委員 次に、先般の志賀委員よりの質問に對する報告を公安調査庁及び人権擁護局より求めます。

○高橋(一)政府委員 先日志賀委員からお尋ねのございました件について、

調査ができましたのでお答えをいたします。

一つは、名古屋市の栄町センター喫茶店就職中のSという婦人が公安調査官によつてスパイを強要され、それを拒絶したところが、翌日その勤め先を首になったという点であります。お話の模様からして、Sという婦人は名古屋市内の広小路サロンに勤めておつた柴田とみよという婦人であると思われるのであります。もし別人であればならぬと申しますが、その点を調べなければならぬわけでありませう。一応この柴田という婦人であるといふことで調査の結果をお答えいたします。この婦人は、この間お話しのように、昭和二十七年七月七日、名古屋における大須の騒擾事件の被告人として公判係属中の人でありませう。罪名は騒擾の率先助成と爆発物取締罰則違反といふ疑ひによつてやうであります。中部公安調査局の調査官の犬飼義臣君が昨年の一月十日にこの婦人と最初にその勤め先で会つたのであります。その際に、その勤め先の主人と會つて、この婦人について知り得る限りのことを聞いたやうであります。その後さらに一月十二日と十三日、合計三回にわたつてこの婦人と會つて協力を求めたのでありますけれども、結局それに成功しなかつたやうであります。その後一月二十日に勤め先の主人がこの婦人に対して退職を勧め、その結果同月二十七日にこのことをやめたやうであります。このやうな事実の経過からいたしまして、本人の方として何らかの調査官の策動によつて結局やめさせられたのではないかと申すやうにあるいは感じておられるかもしりませぬけれども、実情は、一月十日に

調査官がこの主人に会いましたときに、主人は、この者は十二月の忙しい時期に際して雇入れた者であり、かつこの仕事に必ずしも向いておらぬやうであるからやめさせたいと思つたやうであることをすでに申し上げたやうであります。また、その後においても、調査官がスパイを強要するとか、あるいはそれが成功しなかつたから勤め先の主人に對して働きかけて本人をやめさせるとかいうことをやつたといふ事実は全然ないやうに見受けられます。このSという婦人に關する事情はこのやうなことであります。

次に、羽田調査官がやはり大須事件の被告人であります伊早坂という人金をやつたといふ問題であります。これは伊早坂竹雄という人に対して——この人もやはり大須事件の被告人で公判係属中でありましたが、昨年の四月二十日に自宅をたずねて、このときに一千元を置いて参つたやうであります。次に四月二十五日にもう一度たずねて、このときには卵を一箱置いて参つたやうであります。この人は家庭の事情を見ると非常に困窮しており、また本人も當時何か耳の病氣をしておつたやうであります。そのやうな事情から見てこのやうな措置に出たやうであります。結局これも別にその後は關係がありません。

次に、この間おしやつた近藤調査官、丹羽調査官が工場に行つてスパイを強要したといふ事案であります。これは、工場の名前だけで、それ以上の具体的な事実のお示しがなかつたわけでありませうが、大体それに該当すると思はれることについて申し上げます。一つは、近藤調査官が大隈鉄工所の工

